

2019年4月1日

課外活動団体各位

学生支援課長

課外活動施設の鍵を未返却であった場合の措置について（通知）

課外活動施設の鍵を又貸しし、きちんとその日のうちに返却しなかったり、返却を忘れたまま帰宅し、次の団体が使用できない事態が多発しています。2013年6月3日(月)から、罰則を定め、これまでも幾度となく各団体に対して注意してきましたが、反省の様子がみられず、残念ながらこのようなことが何度も繰り返されているのが現状です。

この事態を踏まえ、2019年度から、下記のとおり取り扱うこととしますので、必ず各団体の部員全員に周知しておいてください。「知らなかった」や「聞いていない」といった理由は一切、認められません。

大学と学生が協力しあってこそその「課外活動」です。和歌山大学公認のクラブ・サークルとして恥ずかしくない行動をとり、最低限のマナーとルールは守ってください。課外活動を通して学んだことは、遠征先や社会に出てからも役に立つはずです。ご理解・ご協力をお願いします。

記

措置開始日：2019年4月1日（月）から

- ①平日の朝9時に守衛室から学生支援課へ「鍵ボックス」と「鍵貸出簿」の引き継ぎが行われる。
↓
- ②引き継ぎが行われた時点で、「鍵貸出簿」に『未返却』との記載があった場合、貸出時に記入した団体に対して、別紙の鍵の未返却チェック簿に学生支援課がチェックを付ける。
↓
- ③チェックが3つ溜まった時点で、代表者（主将または部長）へ連絡し、『**頼末書（てんまつしょ）**』の提出と**1ヶ月の全施設（部室を含む）使用を禁止**とします。いかなる理由（忘れ物を取りに行く等）であっても、一切、鍵の貸出は行いません。
↓
- ④その後も引き続き改善がみられない団体については、悪質な行為とみなし、**活動停止**とします。活動停止になった場合、全施設の使用はもちろん、一切の活動は認めません。（活動停止期間は、別途通知いたします。）